

○河北郡市広域事務組合公告式条例

制定 平成16年3月1日 条例第1号

(趣旨)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

**第2条** 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に理事長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、河北郡市広域事務組合事務所前の掲示場に掲示して行なう。

(規則に関する準用)

**第3条** 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

**第4条** 規則を除くほか、理事長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び理事長名を記入して押印しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

**第5条** 第2条の規定は、組合議会の諸規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、第2条中「理事長」とあるのは「当該組合議会を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合議会の定める規程で、公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「理事長名」とあるのは「組合議会名」、「理事長印」とあるのは「組合議会印」と読み替えるものとする。

(規則又は規程の施行期日)

**第6条** 規則又は組合議会の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

**附 則**

この条例は、平成16年3月1日から施行する。